



# 大正製薬健康保険組合からの お知らせ



## 高額療養費 自己負担額引き上げのお知らせ

医療費が高額となった場合、国の「高額療養費」制度により、自己負担額を抑える事が出来ます。

- 詳細は、健保HP > 健保の給付 > 医療費が高額となった場合

国の制度に加えて大正製薬健康保険組合では、診療明細が確認出来次第（通常3か月後）、更に2万円以上負担した分を給付しております。

これを令和8年4月給付分より、2万5千円以上に変更します。  
（理由：平成19年の厚生労働省保険局長通知に対応する為）

## 年間医療費通知発行のご案内

医療費通知は、自分が使用した医療費を確認することで、健康や医療に対する理解を深めて頂く事を第一の目的としております。

大正製薬健康保険組合では、年間医療費通知を確定申告時期（納付・還付）に併せて、2月上旬に作成し、被保険者の登録住所へ郵送しております。

- 医療機関の受診データは約3か月後に連携されることから2月作成では前年11月までの明細しか記載されません。

医療費（還付）に関する確定申告は、通年申請可能です。前年1年間の明細が記載された医療費通知を希望される方は、3月作成に変更する事も可能です。

- 変更した方へは、3月中旬以降登録住所へ郵送します。
- 本手続きに関しては、健保HPの「健保のしくみ > 医療費のお知らせ」ページで各自入力下さい。

## 他健保に加入した場合は必ず連絡を

新たな健康保険組合に加入した場合は、必ず資格喪失の手続きをお願いします。

- 組合員数は、納付金計算や健康保険連合会の会費計算等に使用されますので、未手続き期間が長くなれば余計な費用が発生します。